

4 倍増プラン

行動宣言 / 条例宣言

➤市民の声、現場の声を大切にする「徹底した現場主義」を実践します。

行動宣言

- I-1 マニフェスト検証大会を毎年開催。（4年以内）
- I-2 タウンミーティングを全10区で計40回開催。（4年以内）
- I-3 現場訪問を400回実施。（4年以内）
- I-4 学校訪問を全校実施。（4年以内）
- I-5 職員との車座集会を100回開催。（4年以内）

➤市長のリーダーシップを発揮し、条例を積極的に提案していきます。

条例宣言

- II-1 市長任期を3期までとする、多選自粛条例を制定します。（すぐ）
- II-2 生涯スポーツを推進し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定します。（すぐ）
- II-3 障がい者も健体者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例を制定します。（すぐ）
- II-4 一人ひとりの子どもが輝くために「子ども総合条例」を制定します。（2年以内）
- II-5 「文化都市創造条例」を制定します。（2年以内）
- II-6 さいたま市の憲法「自治基本条例」を市民参画で制定します。（3年以内）
- II-7 他市に類をみないスピードで進む高齢化に備えて「安心長生き条例」を制定します。（4年以内）

I-1 マニフェスト検証大会を毎年開催。（4年以内）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成21年度から平成24年度までの「しあわせ倍増プラン2009」の達成状況を、毎年度1回開催する市民参加による検証大会において検証します。

現状（平成21年3月末時点）

- 平成17年度に策定した「理想都市実現に向けた行動計画-マニフェスト工程表-」の実績評価の方法は、都市経営戦略会議(注1)における内部評価としており、検証大会は実施していません。



【検証大会開催のイメージ】

② 取組内容

- 市長のマニフェストである「さいたま市民 しあわせ倍増計画」を市の計画として着実に実現するため、具体的な取組指標やスケジュールを盛り込んだ「しあわせ倍増プラン2009」を策定します。
- その成果を検証するため、平成22年度から25年度まで、毎年度、市民や有識者等による外部評価を行うとともに、市民参加による検証大会を開催します。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
「倍増プラン」の進行管理・実績評価	→			
外部評価の実施	→			
検証大会開催		第1回開催	第2回開催	第3回開催
				※H25(第4回開催)

(注1)都市経営戦略会議とは、市政運営の基本方針及び重要施策の決定、行政部門間の総合調整等を円滑に行うとともに、市政の総合的かつ効率的な経営を迅速に行うため、平成17年5月31日に設置したもので、市長が主宰し、市長、副市長、教育長、技監、政策局長、総務局長、財政局長、行財政改革推進本部長及び総合政策監をもって構成する。

I-2 タウンミーティングを全10区で計40回開催。（4年以内）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成24年度末までに、市民の声を迅速に市政に反映するため、市民と市長が直接対話するタウンミーティングを計80回（各区年2回）開催します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・平成18年度から、区長による対話集会（注1）を実施しています。
- ・市民と市長が直接対話するタウンミーティングは、実施していません。

【平成20年度 対話集会実施状況】

	開催回数	参加人数		開催回数	参加人数
西区	10	297	桜区	5	123
北区	12	434	浦和区	9	134
大宮区	8	147	南区	4	183
見沼区	5	244	緑区	6	114
中央区	6	126	岩槻区	14	407
開催回数(合計)		79	参加人数(合計)		2,209

（平成21年3月末現在）

② 取組内容

- ・タウンミーティングは、市長がテーマに沿ってまちづくりへの思いを市民に伝え、より多くの地域の声や市民の声を聴く機会となるよう各区で年2回開催します。
- ・参加者の募集は、市報、ホームページでの公募やテーマに沿った地域活動団体からの推薦により行います。
- ・タウンミーティングの意見交換の様子は、ホームページで公表します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
タウンミーティングの開催		20回 (累計:20回)	20回 (累計:40回)	20回 (累計:60回)	20回 (累計:80回)
ホームページに公表					

（注1）対話集会とは、平成18年度から、区と区民との相互理解と交流を深めるため、区長と区民が、地域で抱える様々な課題等について懇談する機会のこと。

所管課 市民局 市民部 コミュニティ課 （問合せ先：048-829-1068）

I-3 現場訪問を400回実施。(4年以内)

① 数値目標等(取組指標・方針)

- ・平成24年度末までに、現場訪問を400回実施し、現場の意見を市政に反映します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・事業として、市長が市民や職員などの声を直接聞くための現場訪問は、実施していません。



【現場訪問(常盤中学校避難所夜間訓練)】

② 取組内容

- ・市長が、区役所などの公共施設やイベント、公共的団体、市内企業、ボランティア団体の活動現場など、広く様々な分野を訪問し、市民や職員の声を直接聞き、市政に反映します。
- ・市長が市内の公共施設、市民活動の現場等を訪問している様子は、ホームページで公表します。

③ 事業計画(工程表)

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
現場訪問	70回	110回 (累計:180回)	110回 (累計:290回)	110回 (累計:400回)
ホームページに公表	→			

所管課 市長公室 秘書課 (問合せ先: 048-829-1014)

I-4 学校訪問を全校実施。(4年以内)

① 数値目標等(取組指標・方針)

- 平成24年度末までに、すべての市立幼稚園・小・中・高・特別支援学校で“絆”学校訪問を実施します。

現状(平成21年3月末時点)

- 教育委員や事務局職員による学校訪問を実施してきましたが、市長の学校訪問は実施していません。



【“絆”学校訪問(浦和区:木崎小学校)】

② 取組内容

- “絆”学校訪問では、朝会、授業などの学校活動や給食を共にするなど、市長が直接子どもや教職員の声を聞きます。
- “絆”学校訪問の様子を、ホームページで公表します。

③ 事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
“絆”学校訪問		30校 (累計:30校)	45校 (累計:75校)	45校 (累計:120校)	45校 (累計:165校)
ホームページに公表					

I-5 職員との車座集会を100回開催。（4年以内）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 市民のための職員であるという意識改革を進めるとともに、職員個々の能力を最大限に発揮させるため、平成24年度末までに車座集会を100回開催します。

現状（平成21年3月末時点）

- 市長と職員が直接対話する機会となる車座集会は、実施していません。



【第2回“絆”ミーティングの様子】

参加者：各区長

テーマ：区の独自性を生かした我が区の振興政策について

② 取組内容

- 全職員を対象に、局・区役所又は職種等のグループ（10～15人）ごとに、月2回から3回、車座集会（“絆”ミーティング）を実施します。
- 集会については、参加職員が意見・提案等を述べた後、市長とフリートーキングを行います。
- 集会で出された意見・提案等の“現場の声”は、ホームページで公表するとともに、職員に周知し、事務改善の参考とします。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
車座集会の開催	20回	30回 (累計:50回)	30回 (累計:80回)	20回 (累計:100回)
ホームページに公表				

所管課 総務局 人事部 人材育成課（問合せ先：048-688-1432）

Ⅱ-1 市長任期を3期までとする、多選自粛条例を制定します。(すぐ)

① 数値目標等（取組指標・方針）

・平成21年度中に、「さいたま市長の在任期間に関する条例」を制定します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・「市長の在任期間に関する条例」など市長任期を定める多選自粛についての条例は、制定していません。


【八都県市の制定状況】

都市名	制定時期
埼玉県	平成16年8月
川崎市	平成15年7月
横浜市	平成19年9月

② 取組内容

- ・市長が幅広い権限を有する地位にあることにかんがみ、市長の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生じる恐れのある弊害を防止するため、現市長について、その在任期間を3期までとする「さいたま市長の在任期間に関する条例」を制定します。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
条例の制定				

所管課 総務局 総務部 総務課 (問合せ先：048-829-1083)

II-2 生涯スポーツを推進し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定します。（すぐ）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成21年度末までに、「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・「一市民一スポーツ」の基本理念に基づく「さいたま市スポーツ振興計画」は策定していますが、「スポーツ振興まちづくり条例」は制定していません。



【スポーツ振興事業の一例】
（2008さいたまシティマラソンの様子）

② 取組内容

- ・生涯スポーツを推進し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進するための「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を制定します。
- ・条例には、スポーツ振興の基本理念を規定するだけでなく、スポーツ振興によるまちづくりの具体的な施策を定めることや施設の充実・整備の方針策定等を盛り込み、実効性のある条例とします。
- ・推進体制として、広範な団体からなる「（仮称）スポーツ振興まちづくり推進会議」を設置し、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに関われる環境づくりを目指す諸施策を展開します。
- ・条例に掲げた方針を具現化するため、具体的な施策を盛り込んだ「スポーツ振興まちづくり計画」を策定し実施します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
市民意見の反映等 （パブリックコメント実施やスポーツ関係団体等からの意見聴取）		➡			
条例の制定		➡			
（仮称）スポーツ振興まちづくり推進会議の設置			➡		
スポーツ振興まちづくり計画策定・施策の実施			➡		

所管課 政策局 政策企画部 スポーツ企画課 （問合せ先：048-829-1058）

Ⅱ-3 障がい者も健体者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例を制定します。(すぐ)

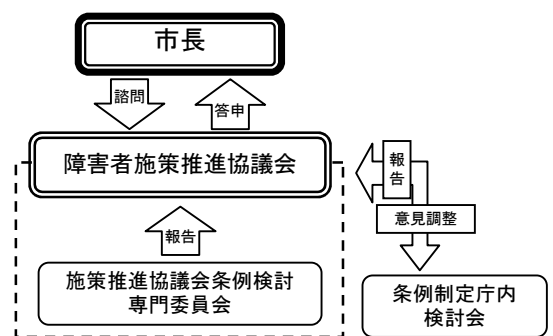
① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成22年中に、障害者も健常者も共に地域で暮らせる「ノーマライゼーション条例」を制定します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・障害者総合支援計画を策定し、各種施策を実施していますが、理念などを示す、「ノーマライゼーション条例」は制定していません。

【条例策定検討体制】



② 取組内容

- ・学識経験者、医療・福祉分野の代表者、市民からの公募委員などで構成される、障害者施策推進協議会（注1）に条例検討専門委員会を設置し、その検討を踏まえて、「ノーマライゼーション条例」を制定します。
- ・パブリックコメントなどを実施し、市民に広く意見を求めます。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
条例検討専門委員会などによる検討	→			
パブリックコメントの実施		→		
条例の制定		→		

(注1)障害者施策推進協議会とは、障害者計画の策定、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項などを調査・審議する機関で、障害者基本法により政令指定都市に設置が義務付けられているもの。

所管課 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 (問合せ先：048-829-1305)

II-4 一人ひとりの子どもが輝くために「子ども総合条例」を制定します。
(2年以内)

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成22年度末までに、一人ひとりの子どもが輝くために「子ども総合条例」等を制定します。

【他政令指定都市の状況】

現状(平成21年3月末時点)

- ・子ども・子育て希望(ゆめ)プランを策定して各種施策を実施していますが、理念などを示す、子ども総合条例は制定していません。

自治体名	名称	施行時期
札幌市	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例	H21.4月
川崎市	川崎市子どもの権利に関する条例	H13.4月
新潟市	(仮称)新潟市子どもの権利条例	検討中
名古屋市	なごや子ども条例	H20.4月
堺市	堺市子ども青少年の育成に関する条例	H20.4月
広島市	(仮称)広島市子どもの権利に関する条例	策定中
京都市	子どもを共に育む京都市民憲章	H19.2月制定

② 取組内容

- ・平成22年度末までに、子どもをいつくしみ、健やかに育むための総合的な理念・方策を定める「子ども総合条例」等を制定します。
- ・学識経験者、医療・福祉・教育分野の代表者、市民からの公募委員などで構成される、児童福祉専門分科会の検討を踏まえて、条例を制定します。
- ・パブリックコメントを実施し、市民に広く意見を求めます。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
児童福祉専門分科会による検討	→			
パブリックコメントの実施		→		
条例等の制定		→		

Ⅱ-5 「文化都市創造条例」を制定します。(2年以内)

① 数値目標等(取組指標・方針)

- ・ 総合的かつ持続的な文化芸術振興を図るため、平成22年度末までに、「文化都市創造条例」を制定します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・ 平成18年3月に芸術文化の振興を図るため「さいたま市文化芸術振興計画」を策定していますが、「文化都市創造条例」は制定していません。

【政令指定都市の制定状況】

政令指定都市名	制定時期
川崎市文化芸術振興条例	平成17年4月1日
札幌市文化芸術振興条例	平成19年4月1日
京都文化芸術都市創生条例	平成18年4月1日
大阪市芸術文化振興条例	平成16年4月1日

(平成21年10月末現在)

※18政令指定都市のうち、4市が制定済み

② 取組内容

- ・ 平成21年度に、市民、有識者などからなる「文化都市創造条例検討委員会」を設置します。
- ・ 平成22年度は、条例検討委員会による検討を踏まえ条例案を作成し、パブリックコメントによる市民意見を取り入れた「文化都市創造条例」を制定します。

③ 事業計画(工程表)

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
「文化都市創造条例検討委員会」の設置・検討				
パブリックコメントの実施				
条例の制定				

**II-6 さいたま市の憲法「自治基本条例」を市民参画で制定します。
(3年以内)**

① 数値目標等（取組指標・方針）

・平成23年度末までに、「自治基本条例」を制定します。

現状(平成21年3月末時点)

- 平成18・19年度に自治基本条例制定の意義・必要性について調査研究を行いました。
- 【政令指定都市・県内他市の自治基本条例制定状況】
(平成21年9月末現在)

○政令指定都市(4市) 川崎市、静岡市、札幌市、新潟市
○県内他市(12市) 志木市、富士見市、入間市、草加市、 久喜市、秩父市、新座市、熊谷市、 川口市、越谷市、三郷市、北本市

② 取組内容

- 条例案の作成に当たっては、平成21年度中に「条例制定基本方針」を策定し、平成22年度に公募による市民を主体とした検討委員会を設置します。
- 検討委員会での検討と合わせ、タウンミーティングなど様々な市民参画の手法を活用しながら市民への情報発信や市民意見の収集を行い、条例案を作成します。
- 平成23年度末までに、自治に関する基本理念や市政運営の基本的事項などを定めた、言わば本市の憲法となる「自治基本条例」を制定します。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
「条例制定基本方針」の策定・検討委員会委員の公募等	→			
検討委員会による検討		→		
情報発信・意見収集 (タウンミーティングなど)		→		
条例の制定			→	

所管課 政策局 政策企画部 企画調整課 (問合せ先：048-829-1034)

Ⅱ-7 他市に類をみないスピードで進む高齢化に備えて「安心長生き条例」を制定します。(4年以内)

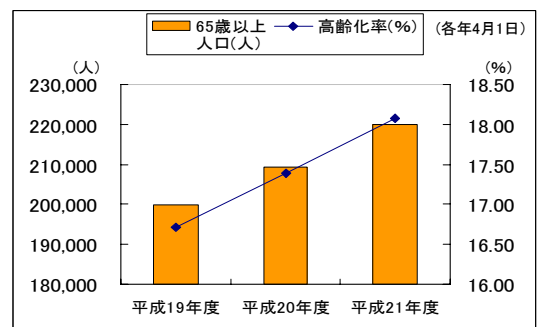
① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成23年度末までに、高齢者の生きがい、健康、福祉の充実などを総合的にまとめた「安心長生き条例」を制定します。

現状(平成21年3月末時点)

- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、各種施策を実施していますが、「安心長生き条例」は制定していません。

【さいたま市の高齢者数と高齢化率】



② 取組内容

- 平成22年度末までに、高齢者などへのアンケートや他市取組状況調査などを行います。
- 平成23年度末までに、学識経験者、医療・福祉分野の代表者、市民からの公募委員などで構成される、高齢者保健福祉計画等検討協議会の検討を踏まえ、「安心長生き条例」を制定します。
- パブリックコメントを実施し、市民に広く意見を求めます。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
アンケート、調査の実施		→		
高齢者保健福祉計画等 検討協議会による検討		→		
パブリックコメントの実施			→	
条例の制定			→	